

新型コロナウイルスの市民生活への影響について

区分	指 標	令和元年度（件）	令和２年度（件）	増 減	コメント（傾向等）
				（前年度比較）	
経済的な困窮 （個人・家庭）	税徴収猶予許可件数（特例） （個人）	—	207	—	・徴収猶予の特例制度は令和２年５月から新設された制度 ・概ね２～３カ月先の納期分までの申請となるため、一人で複数回申請することもあった。申請実人数は152人である。 ・令和２年度市民税（普通徴収）の当初課税の直後である６月（41件）と、同国民健康保険税の当初課税直後である８月（35件）に申請が比較的多かったが、その他の月は10～20件程度であった。 ・収納課窓口においての受付時の聴き取り等で得られた限りの情報で目立ったものは、30～40代の非正規労働者がコロナの影響で縮小した勤務シフトに入れないことにより収入減となったケースや、音楽・芸術分野の自営業主（演奏家、舞台設営業等）が公演自粛により申請に至ったケースなども一部見受けられる。 ・徴収猶予の特例制度は令和３年２月１日納期分までで終了したが、引き続きコロナ関連での納税相談があれば通常の猶予制度や分納等を活用した丁寧な対応を心がけている。
	福祉総合相談の生活困窮に関する相談件数	245	951	288.16%	相談者は40代から50代が多い。職種では飲食業、建設業、芸術関係からの相談が多い。
	住居確保給付金支給決定件数	11	212	1827.27%	コロナ禍の影響につき、支給期間は最長９カ月から12カ月に延長されている。また、令和２年度中に申請し、一旦支給が終了した方も、令和３年６月までは再申請が可能となっている。
	生活保護新規申請件数	120	154	28.33%	・年度比で新規申請件数が伸び、年度末現在の生活保護受給世帯数（停止含まず）も、912世帯から932世帯と20世帯伸びており、生活保護世帯数の変動においても、コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活に困難さを抱える世帯が増えている様子を窺うことができる。 ・一方で、年度末現在の生活保護受給世帯数（同）は、2016年度843世帯→2017年度880世帯→2018年度896世帯→2019年度911世帯→2020年度912世帯と推移しており、昨年度の変動幅は、過去の変動幅と比べ突出したものはなっていない。 ・その点から、生活が困難になった方が直接生活保護制度につながり一時的なショックのような状況にはなく、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金、生活福祉資金の特例貸付により代替された面は否めない。
	社会福祉協議会特例貸付受付件数	11	636	5681.82%	上段は緊急小口資金貸付、下段は総合支援資金貸付である。総合支援資金貸付は、延長手続き、再申請手続きを含んだ数字である。
		—	986	—	
就学援助認定世帯数	400	389	-2.75%	・令和２年度は、家計急変世帯に対する支援として、現年中の収入から所得見込みを算出し認定を行った。対象世帯15世帯。 ・申請件数は令和元年度458件、令和２年度459件とほぼ同数。	
経済的な困窮 （事業者）	税徴収猶予許可件数（特例） （法人）	—	101	—	・徴収猶予の制度は令和２年５月から新設された制度 ・概ね２～３カ月先の納期分までの申請となるため、1社で複数回申請することもあった。申請案件数は55法人である。 ・上記のとおり２～３カ月先の納期分までの申請となるため、申請が始まった５月、６月（10件、34件）から２～３カ月ごとである８月（13件）、10月（10件）に比較集中しており、その他の月は数件程度であった。 ・市内法人の割合は概ね半数程度であった（市内に在居者を雇用している市外法人による市民税特別徴収の猶予申請等もあるため）。 ・上記の市外法人には都内の他市区町村はすべてに申請している大手企業も複数含まれていた。 ・業種としては、市内法人ではあまり偏りなく分散傾向であったが、上記の市外法人では大手飲食チェーンなど飲食業が多く見受けられた。
	倒産情報	1	6	500.00%	・件数は株式会社帝国データバンク調べ。 ・令和２年度の市内倒産６件はいずれも「新型コロナウイルス関連倒産」ではないとのことだった。新型コロナウイルス関連倒産がなかった理由としては、事業者向けの各種給付金の他、特別融資やセーフティネット保証の適用拡大などの効果があったといわれている。
家庭内の不和等	児童虐待通告件数	112	114	1.79%	新規通告件数に大きな変化はないが、昨年度から継続しているケースの相談対応が増え、最終に至るまでの１ケースにかかる対応回数が増え、前年度比で17%増となった。（参考：延べ件数、令和元年度7,434件→令和２年度8,689件）
	新規女性相談のうちDV相談の件数	39	56	43.59%	特別定額給付金のDV被害者対応やコロナを理由とした生活困窮・DVが新規相談の増につながっている。一時保護件数も例年１～２件だが、令和２年度は民間シェルターを含め５件であった。
人のなごれ	自転車駐車場使用料（歳入）	133,163,855	100,046,730	-24.87%	緊急事態宣言が出された翌月にあたる５月（１回目）と２月（２回目）の減少が大きく、宣言中ではない９月10月は持ち直している。
	コミュニティバス（くにっこ）利用者数	277,213	198,864	-28.26%	くにっこについては、緊急事態宣言中の減少が大きいが、特に４月５月（１回目）の利用者数が最も少なく、昨年度比50%を下回っている。その後は、昨年度比60%～85%の中で推移している。
	コミュニティワゴン（あおやぎっこ）利用者数	18,928	15,675	-17.19%	

※今回（令和３年５月31日第16回国立市健康危機管理対策本部会議資料）調査分は、出納整理期間中につき、暫定版（第２報）です。

また、前回（令和３年４月２日第13回国立市健康危機管理対策本部会議資料）調査分は、暫定版（第１報）です。

令和３年５月31日現在